

役員報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人大手前学園（以下「学園」という。）の寄附行為第38条の規定に基づき、役員報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、学園において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 役員報酬等とは、報酬、賞与、退職手当その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この役員報酬等には、学園の給与規程及び退職手当規程に基づくものを含まない。
- (5) 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤の役員：報酬、賞与、退職手当

ただし、理事長および役付理事を除く学園の教職員兼務者は無報酬とする。

- (2) 非常勤の役員：報酬

2 退職手当は、常勤の役員として相当の期間にわたり職責を果たし、任期の満了、辞任又は死亡により退職した場合に支給する。

3 前2項にかかわらず、学園に対する顕著な貢献など特別な事情がある場合は、理事会において特別の定めをすることを妨げない。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の役員に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

- (1) 報酬：別表第1に定める額
- (2) 賞与：別表第2に定める額
- (3) 退職手当：別表第3に定める額

2 非常勤の役員に対する報酬の額は別表第4に定める範囲内で、理事会において決定する。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬：毎月25日（給与規程に定める給与支給日に準じて支払うものとする。）
- (2) 賞与：毎年7月及び12月（給与規程に定める賞与支給日に準じて支払うものとする。）
- (3) 退職手当：特別の理由がない限り、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後、1か月以内

2 非常勤の役員に対する報酬は、前項1号と同様の方法にて支給する。

3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員には、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤の役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤の役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額が50銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が50銭以上であるときは、これを1円に切り上げるものとする。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て決定する。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

この規程は、2020年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、2022年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、2024年4月1日より施行する。

別表第1 (常勤の役員の報酬)

役職名	月額報酬の上限
理事長	150万円
役付理事	120万円

別表第2 (常勤の役員の賞与)

賞与支給日現在在籍する者に、次の額を支給する。

$$\text{支給額} = \text{月額報酬額} \times \text{所定月数} \times (\text{在職月数} \div 6)$$

なお、所定月数は、学園の教職員に対する平均支給月数と同じとする。

また、在籍月数は、夏季賞与は12月1日～5月31日、冬季賞与は6月1日～11月30日の期間中に実際に勤務した月数による。

別表第3（常勤の役員の退職手当）

通算4年以上務めた後に、任期の満了、辞任又は死亡により退任した場合、次の額を支給する。

$$\text{支給額} = (\text{退任時の月額報酬額}) \div 2 \times \text{通算の在職年数}$$

なお、上記在任年数は1か年を単位とし、端数は月割りとする。ただし、1か月未満は1か月に切り上げる。

別表第4（非常勤の役員の報酬）

役職名	月額報酬の上限
理事	30万円
監事	30万円